

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議設置要綱 改正案

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第1条の目的に則り、中央新幹線品川・名古屋間の工事前、工事中及び工事完了後において、地域住民の生活環境、周辺地域の自然環境及び大井川流域全体の水資源等が適切に保全されるよう、事業者である東海旅客鉄道株式会社(以下「事業者」という。)が実施する事業が環境に及ぼす影響を継続的に確認し、評価していくため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議(以下「環境保全会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 環境保全会議は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>(3) 関係機関との情報交換</p> <p>(4) (1)から(3)までに基づく静岡県中央新幹線対策本部への報告及び提言</p> <p>(5) 静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議</p> <p>(6) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 環境保全会議の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地元住民の代表</p> <p>2 環境保全会議に全体会並びに生活環境部会、生物多様性部会及び地質構造・水資源部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>3 環境保全会議の委員は、部会のうち1つ以上に所属する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 環境保全会議に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、知事が指名する。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(部会長)</p> <p>第6条 部会に部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、部会の検討結果等について、会長に報告する。</p> <p>4 部会長が不在のときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に属していない委員の出席を求めることができる。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 部会に、科学的根拠に基づく検討等を行うため、専門部会を置くことができる。</p> <p><u>2 専門部会の委員は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p><u>3 専門部会に専門部会長を置き、会長が指名する。</u></p> <p><u>4 専門部会長は、専門部会の検討結果等について、会長に報告する。</u></p> <p><u>5 専門部会長が不在のときは、専門部会に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>6 専門部会長は、必要があると認めるときは、当該専門部会に属していない委員の出席を求めることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第1条の目的に則り、中央新幹線品川・名古屋間の工事前、工事中及び工事完了後において、地域住民の生活環境、周辺地域の自然環境及び大井川流域全体の水資源等が適切に保全されるよう、事業者である東海旅客鉄道株式会社(以下「事業者」という。)が実施する事業が環境に及ぼす影響を継続的に確認し、評価していくため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議(以下「環境保全会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 環境保全会議は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>(3) 関係機関との情報交換</p> <p>(4) (1)から(3)までに基づく静岡県中央新幹線対策本部への報告及び提言</p> <p>(5) 静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議</p> <p>(6) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 環境保全会議の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地元住民の代表</p> <p>2 環境保全会議に全体会並びに生活環境部会、生物多様性部会及び地質構造・水資源部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>3 環境保全会議の委員は、部会のうち1つ以上に所属する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 環境保全会議に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、知事が指名する。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(部会長)</p> <p>第6条 部会に部会長を置く。</p> <p>2 部会長は、会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、部会の検討結果等について、会長に報告する。</p> <p>4 部会長が不在のときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に属していない委員の出席を求めることができる。</p>

(会議)

第8条 全体会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 全体会は公開を原則とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(事業者)

第9条 会長は、事業者からの説明を聞くため、事業者に対し全体会への出席を求めることができる。

2 会長は、事業者に調査結果や環境保全措置等の情報について提示を求めることができる。

(オブザーバー等)

第10条 会長は、関係人その他適当と認められる者に対し、オブザーバーとして全体会へ出席を求め、その意見等を聴くことができる。

2 前項の規定は、関係行政機関の出席について準用する。

(準用規定)

第11条 第8条から第10条までの規定は、部会及び専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「全体会」とあるのは、部会においては「部会」、専門部会においては「専門部会」と、「会長」とあるのは、部会においては「部会長」、専門部会においては「専門部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 環境保全会議の庶務は、くらし・環境部環境局において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、環境保全会議の運営に関し必要な事項は、会長が環境保全会議に諮って定める。

(会議)

第7条 全体会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 全体会は公開を原則とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(事業者)

第8条 会長は、事業者からの説明を聞くため、事業者に対し全体会への出席を求めることができる。

2 会長は、事業者に調査結果や環境保全措置等の情報について提示を求めることができる。

(オブザーバー等)

第9条 会長は、関係人その他適当と認められる者に対し、オブザーバーとして全体会へ出席を求め、その意見等を聴くことができる。

2 前項の規定は、関係行政機関の出席について準用する。

(準用規定)

第10条 第8条から第10条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「全体会」とあるのは、部会においては「部会」と、「会長」とあるのは、部会においては「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 環境保全会議の庶務は、くらし・環境部環境局において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、環境保全会議の運営に関し必要な事項は、会長が環境保全会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。